

## インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関するワーキンググループ 委員からの主な意見

平成22年3月24日  
知的財産戦略推進事務局

### I. アクセスコントロール回避規制の在り方について

#### (1) 全般について

- ・ アクセスコントロールの規制について著作物からのアプローチと不正な競争を防止する観点からのアプローチがあり、どちらのアプローチを取るかで大きく分かれる。著作物の保護とすべきと考える。
- ・ インターネット上で配信をする際には無数にコピーが発生している。従って、コピーによる管理は無理。今後、課金は実際の利用時にすべき。
- ・ アクセス権の設定を前提とすることとしないことの違いを明確にするべき。
- ・ WIPO条約に関して、日本はアクセスコントロールについて支分権が無いからアクセスコントロールの保護できないとしていた。しかし欧米ではアクセス権を規定していないが、著作物を保護する観点からアクセスコントロールを規定している。
- ・ DVDのCSSは複製の防止のため導入されているが、実態としてアクセスを規制している。コピーをしたら画像を見ることができないのがアクセスコントロールでコピーをすると画像がゆがむのがコピーコントロールではあるが、両者を分けることに違和感を感じる。

#### (2) 回避機器規制（対象行為の拡大）

- ・ コピーコントロールと同視しうるアクセスコントロールについて、コピーコントロールと同様に、機器の製造行為・回避サービスの提供行為の規制化が必要。
- ・ 回避サービスについて、役務提供は情報提供も含みうるため広すぎる概念。暗号鍵のほずし方についての情報提供を規制した場合、表現の自由に抵触しうる。有害情報のサイトをサービスとみなすことには大きな問題がある。
- ・ 行為の拡大（製造等）と機器の範囲の拡大とが重複している印象。特許法101条と平行に考えるとすると、そのような主観をもって行う製造も規制対象となるべきでは。
- ・ 機器といいながら行為の話も入っている印象。行為・機器のそれぞれについて対象の絞り込みが必要。

### (3) 回避機器規制（対象機器の拡大）

- ・ 立法当時異なる用途が含まれているものを押さえることは問題として「のみ」要件を設けたと理解。ただし、現在、「のみ」要件があるとほとんどが規制を逃れてしまう。
- ・ 「のみ」要件の抜け穴への規制に賛成。「のみ」規定を背景に脱法行為を行うのは問題。全体でみて回避しているかどうかを判断すべき。
- ・ 機器の規制の範囲について、相当因果関係があるものを規定すべき。つまり、「のみ」に限らず、汎用的に他機能があっても入るべきであるし、主観的に分かっているながら回避に使われるものも入るべき。
- ・ 不競法において「のみ」要件を拡大し、「主として」とすべき。「のみ」要件は他の機能は無いという意味であり、運用上、立証は難しい。「のみ」が一つの極端、もう一方の極端が「その機能があれば駄目」だが、その中間（例えば「専ら」「主に」）を目指すべき。
- ・ 汎用機器は違法行為だけではなく、その他の有用な面もあり、有用な面に使われるものまですべてを禁止してしまうのは、広い意味でユーザーの自由を制約する規制であるので、そのような過度の制約になってはいけない。その両者の利益のバランスが必要。
- ・ 主観的要件「回避に用いられることを知りながら」について、ユーザーが違法行為にも用いることを知っていれば、およそ汎用機器でも違法となってしまうから、もう少し客観的な要件でそこを限定することが必要。
- ・ 最近の特許法 101 条の改正で「のみ」に加え、一定の条件と主観要件を併せて入れた点も参考になる。「のみ」と「専ら」とで大した違いはない。
- ・ 特許法と同じ対応が可能なことに同意。特許法では、主観要件に加えて他の要件があり参考になる。「のみ」要件は「主として」とすべき。「主として」により対象が広がるとの意見もあろうが、誠実な開発者による開発行為は規制対象とはならないと認識。
- ・ 「のみ」は「専ら」に直すべき。主観要件の追加は不要。ただし、刑事罰を置いた場合に「のみ」要件とのバランスを考える必要あり。
- ・ 回避行為を幫助する機器は「のみ」に限られないため、拡大が必要。「回避のために特に設計されたもの」のほか、「汎用品であっても侵害用に使うとわかっている者に提供する行為」も必要。
- ・ 特許法 101 条と類似の規定を著作物についてつくれるか疑問。同規定の解釈は、裁判例でも苦労している様子で、実質的には汎用品排除の機能を果たしているだけと考えられる。主観要件は不要。

### (4) 回避機器規制（刑事罰）

- ・ コピーコントロールと同視しうるアクセスコントロールについて、コピーコントロールと同様に、刑事罰化、水際規制化が必要。

- ・ コピーコントロールと同視しうるものに限定すべきでなく、アクセスコントロール自体に同等の価値を認め、刑事罰化、水際規制化等が必要。

#### (5) 回避機器規制（水際規制）

- ・ コピーコントロールと同視しうるアクセスコントロールについて、コピーコントロールと同様に、刑事罰化、水際規制化が必要。
- ・ コピーコントロールと同視しうるものに限定すべきでなく、アクセスコントロール自体に同等の価値を認め、刑事罰化、水際規制化等が必要。

#### (6) 回避行為規制

- ・ 川下の規制も必要ではないか。ネットで配信する場合、送信側だけでは押さえられない。受信側についても規制が必要。
- ・ 著作権に近い部分を押さえるべき。回避を助長する行為等についても行為規制を行うべき。
- ・ ネット利用者間では自由が基本。アクセスコントロールの規制に反対の人たちを納得させることも必要。ダウンロードの違法化の際も強い反対があった。規制の導入に当たっては、技術発展を阻害させないこと、弱者への配慮、フェアユース規定等にも配慮する必要がある。
- ・ アクセスコントロール規制をかける側の妥当性についてのチェックも必要。
- ・ 著作物の保護としてのアクセスコントロールを回避する行為は違法とすべきだが、刑事罰の対象とはならないのではないか。
- ・ 回避行為まで規制すると、著作物と知らずに回避して問題になることは現実にはないかもしれないが、萎縮効果はある。
- ・ 個人の回避行為を規制するとしても一般ユーザーの正当な利用を確保する必要がある。技術が変化していくということを前提にした仕組みが必要。
- ・ 技術は変化するため、権利者に強い権利を与えすぎないように、ユーザーの正当な利用を確保する必要あり。刑事罰は考えにくい。
- ・ 幫助行為を規制するためには、主たる行為である回避行為自体も違法化すべき。
- ・ 例えば著作権法の113条2項（海賊版ソフトを情を知って使用）のような厳格な要件づけが参考になる。
- ・ 主たる行為である回避行為の規制が必要。行為に違法性があるからこそ提供行為が違法。どこまで規制の網をかぶせるかはいろいろ選択肢あり。非営利の個人にまで刑事罰を課すことはないだろうが、損害賠償は認めても良いと思う。
- ・ まずは規制対象の絞込みを検討し、個人の正当な使用との関係でバランスのとれた規制とすべき。

- ・ 民事での違法化は必要。刑事は不要とまでは言っておらず、そういうオプションもあり、刑事罰化を否定はしていない。
- ・ 回避行為規制の目的を明確化すべき。ダウンロード違法化の話と今回の回避行為は同じではない。今回の話はもともと適法であったものを違法にする話で、より強い根拠が必要。

#### (7) 回避行為規制（支分権創設等）

- ・ アクセス権は広すぎる。権利者といっても、厳密には著作権者と公有情報利用権者とがいることに留意。
- ・ アクセス権まで定める必要はない。回避する行為を規制すればよく、観念しておけばよい。
- ・ みなし侵害がよいかどうかについて、回避行為をした場合、誰が権利行使できるのかという問題がある。みなし侵害では権利者が不明。
- ・ アクセス権を認める必要はない。譲渡権、ライセンス権、担保権が必要な場合には支分権が必要であるが、この場合はみなし侵害でよいのでは。
- ・ 支分権創設につき、慎重であるべき。「慎重論もあった」と明確に報告書に書いてほしい。
- ・ 支分権反対について同意。射程が広くそこまで求める声は強くない。みなし侵害にしてもアクセス権を与えたのと同じになると解決にならない。どの範囲でどうみなすかを詰めていくべき。
- ・ アクセス権創設には反対。創作意欲のために必要というのはコンセンサスあるが、どこまで行ってよいかの「適正值」は議論が必要では。

#### (8) 回避行為規制（適用除外規定）

- ・ 現行の不競法の例外規定で十分か検討すべき。合法的な研究開発を妨げないよう留意してつくる必要あり。教育関係を例外として明記すべき。
- ・ 回避サービス提供も規制するとなった場合、アクセスコントロールを回避しながらデータ復元作業等を行うこともあるため、適用除外の規定の見直しを行うべき。

#### (9) 保護法律

- ・ 著作物の保護としてのアクセスコントロールの回避行為を違法とするのなら、著作権法に近いが、不競法では駄目というわけではない。
- ・ 著作権保護の必要性があるものを対象にしたアクセスコントロールだけを切り出してより強い規制対象にするとすると、著作権法になるのでは。

- ・ 著作権法で規制すべき。ビジネスモデルの裏側にあるのは、対価を回収する手段であり、これは著作権の目的に資するもの。著作権法で刑事罰も含めて規制すべき。
- ・ 回避行為は不競法では不可、刑事罰と水際規制は不競法で可能ではないか。今の不競法では広すぎる。著作権保護になっている面を切り出して対象にするのがよいのでは。
- ・ 著作権法でないと刑事罰を科せないという関係にはなっておらず、不競法で刑事罰を科すこともあり得る。
- ・ どの法律に入れるかという問題からはニュートラルな問題であると考えべき。各国の法制もいろいろなバリエーションがあるので、さまざまな立法タイプを視野に入れて、それぞれのメリット、デメリットについて十分に検討する必要がある。
- ・ 回避行為は違法とすべきだが、刑事罰の対象とはならないのではないか。不競法において対応すべき。
- ・ 不競法の体系が変化している。回避行為の大半は個人（若者）。仮にこれを不競法で規制したらますます不競法の体系が崩れる。
- ・ 不競法の保護では根拠が薄く不十分であり保護の必要性が低くなる。不競法に位置付けたとしてもそれプラス著作権法での措置が必要になる。支分権を設けるわけではなく、著作権全体として保護が必要。
- ・ デジタル化の時代では、何回視聴するか等をコントロールする時代。ビジネスモデルを保護するほうが著作物の有効利用に資する。著作物の需要と供給のバランスをとるといって著作権法の目的に資すると認識。

#### (10) その他

- ・ 規制導入の目的について報告書の中に明確に書くべき。
- ・ 権利者と個人との間で公平を保つべき。ユーザー協会もふくめて支分権設置について議論すべき。
- ・ 状況の変化があったことは理解できない。10年前に著作権法でアクセスコントロールを対象とせずコピーコントロールを対象としたこと、つまり、広い意味で著作物を保護するのに、アクセスコントロール技術とコピーコントロール技術を分けたというのは、当時の政策判断。
- ・ 著作物でないものまで回避規制するのは行き過ぎでは。フェアユースに該当するもの等悪くないものの回避に対してどう規制するかが問題。
- ・ アクセスコントロールでもコピーコントロールに近いものがある。アクセスコントロールの技術を用いているが、無意味なコピーができないものを日本ではアクセスコントロールとしているが、コピーコントロールとみなしてよいのではないか。
- ・ アクセスコントロールをコピーコントロールと同視する強い規制という考え方でなく、アクセスコントロールを独自に位置付けるべき。

## Ⅱ. プロバイダの責任の在り方について

### (1) 全般について

- ・ プロバイダの責任の在り方について何法で規定するか。著作権法で規定する場合、プライバシーや名誉毀損は除外されることとなる。
- ・ 仮に著作権法で規定する場合、著作権の侵害だけ特別扱いすることについて説明ができるか。
- ・ プロバイダ責任制限法は、民法の不法行為をプロバイダに当てはめて明確化したのみで何も規定していない。立法当時からの社会状況の変化を踏まえて、同法の規定で足りるのか、一歩進んだ義務が必要なのかという議論。
- ・ ネットは自由で公的空間のため、プロバイダは中立というのが、プロ責法や米EUに共通の考え方。
- ・ 生産者と消費者の区別が消失したため、今までの解決法が通用しない局面が出現している。DRM系、コンテンツ配信サイト系、ISP+P2P系の何れも行政、マーケットメカニズム、CA (Corporate Autonomy) の3つではコントロール不能な状態。(典型事例として、著作権者が、ISPからの情報開示無くして著作権(公衆送信権)侵害者を特定できない。特定されたとしても、相手は不特定多数の一般消費者であるため、損害の補てん、回収は不可能。)
- ・ 著作権侵害がプラットフォームレイヤー(通信帯域)を毀損している。国の委員会、検討会議、プロジェクトのEXITとしての問題解決に向けての協議会、事業者団体コンソーシアムの設立。ソフトロー的な解決に道筋を創るのも重要。
- ・ 権利者とプロバイダの協働関係を推進するため、現状の共同での協議会運営のほか、より実効性を高めるための役割分担(侵害情報の提供及び送信防止措置等)を明確に合意する覚書等の作成をも視野に入れる。
- ・ ネットワーク上の紛争解決等(知的財産権の侵害のみならず名誉毀損、プライバシー侵害等)の必要性に鑑み、長期的に匿名者からの法的救済を可能とする紛争解決制度を多角的に検討することが求められる。

### (2) 侵害対策措置

- ・ 侵害対策措置を規定する際に、電気通信事業法は馴染まないのではないか。
- ・ 権利者・プロバイダによる自発的協力体制が望ましいのではないか。
- ・ コストが権利者からプロバイダに単純移転しても社会的コストは減らないのではないか。
- ・ 標準的技術の採用により、権利者とプロバイダの双方にとってコストが少なくて済むの

- なら、社会的コストが減ると言えるのではないか。
- ・ 社会的コストが減ることについて、数値的な根拠が必要ではないか。標準的技術手段については、ネットワークへの負荷も考慮されるべきではないか。
  - ・ 米 DMCA で規定される、産業間で合意された「標準的技術」について、米国で該当技術は存在しないと理解。しかし、これは立法時に広く規定せざるを得なかったためであり、現在であれば、フィンガープリント等具体的技術に絞って議論が可能ではないか。
  - ・ 現在の状況を解決できる標準的技術が存在するのか、どんな技術があり得るかを議論するべき。
  - ・ 標準的技術について、外国で機能していないのなら、日本に持ってくるのは難しいのではないか。
  - ・ 新たな技術に対応するために、法は技術に対して中立的であるべき。標準的技術を規定するよりも、権利者・プロバイダ間の自発的協力が望ましい。
  - ・ プロバイダは中立的であるべきであり、監視義務を負うべきでない。EUも一般的監視義務ない旨を規定。米国も同じ考え。
  - ・ 接続プロバイダはともかく、経済的利益を得る動画共有サイトが監視義務を負うことは必要ではないか。動画共有サイトを発信者と見る判例も存在。
  - ・ 米国では導管プロバイダとホスティングプロバイダを区別している。このような区別が必要ではないか。
  - ・ プロバイダ全般でなく、例えば動画共有サイトの中の問題部分を切り出して議論すべき。プロバイダ全般を対象とすると、柔軟な規定になりすぎて効果が期待できない。
  - ・ 問題が大手以外の零細なプロバイダなのであれば、それに対応するよう制度を調整していくべき。
  - ・ 極端な例では、法や判決にさえ従わない者が存在。エンフォースメントの限界という別レベルの問題があることに留意。
  - ・ プロ責法が対象とするプロバイダはホスティングプロバイダのみで、接続プロバイダはそもそも入らないはず。接続プロバイダの責任を議論するのは理屈として考えにくい。
  - ・ 接続プロバイダは、プロ責法自体の対象ではあるが、3条1項柱書の「技術的に可能な場合であって」という文言から、外れるとの理解。
  - ・ 「技術的に可能な場合であって」の部分で「侵害反復者に対する対策を講じている場合であって」などとすれば、規定は不可ではないのでは。
  - ・ 技術等により管理可能性が上がれば、社会の構成員として義務も上がるのではないか。ただし、接続プロバイダは導管なのであるから、中に流れているものは不明。
  - ・ 管理可能性に濃淡がある中で、どれだけ義務を課すか、それをどの法技術というツールで課すか、という考え方では。
  - ・ 技術が発達してきたのなら、活用すべき。「相当の理由」としつつも、ガイドラインや、法令にするにしても法ではなく政省令で柔軟に決めるべき。
  - ・ 技術の制度化は困難。マスター情報を日々プロバイダに提出しないとイケない。

- ・ 接続プロバイダは、現実的にプロ責法の対象とは考えられないので、規定を設けるまでもなかった。PL法のように転嫁できるものではない。当事者間で自主的に進めていくのが世界的な動向。
- ・ 各国でも技術を義務付けた事例ない。ベルギーでは、技術を義務付けた判決あるが、相応しい技術がないために判決履行がストップしている。
- ・ プロバイダに応じて義務があるのか、義務が無いのかという議論があるべき。
- ・ 間接侵害を明確化するときには、それはプロ責法でやるのがいいのか、著作権法でやるべきなのか議論すべき。
- ・ プロ責法でやるという議論をするときに、名誉毀損やプライバシーなどに関してプロバイダはこのようなことをやらなければならないという議論をまずはするべき。
- ・ 一般不法行為で言うところの結果回避義務が何かというところが曖昧なので、これをガイドライン等々つくって、もし裁判になったときには裁判官がわかりやすく、しかも行為者も行為規範としてわかりやすいものをつくるべきではないか。
- ・ 結果回避責任があることを一律に書くべきではない。どういう状況で発生するか、どういう義務が発生するのか、特定の状況があってはじめて成立する。
- ・ プロ責法をつくる際には一般監視義務がないことが前提であった。それをそのまま確認すればよいのでは。侵害対策措置を法的に義務付けなくても、現行法でやれる方法はあるのでは。それを支援する枠組みが必要。
- ・ プロバイダはサービス内容に見合った責任があるという認識は、一致していると思う。やるべきことをやっていないプロバイダが責任をもつのは当然のこと。一定のやるべきことは、ソフトロー的につくれば、法的におかしくない。
- ・ 医療過誤の問題と同じ。基準があり、それを満たすかどうかで義務を果たしたかが判断される。これと同じで、裁判官が参照できるガイドラインというデファクトスタンダードが必要。
- ・ ガイドラインでスタンダードを出していきましょうというアプローチもあるだろうし、一般的な抽象的、確認的な規定を入れましょうという解決策もあり得るのではないか。
- ・ 確認規定の副作用というところにも目を向けて、従来のフレームワークをいかに機能させていくかというところに議論の方向性を定めていくべきではないか。
- ・ 日本ではCCIF設立、ガイドライン策定、啓発メール送付等の対策が効果を発揮してきた。
- ・ 侵害対策措置について、現状では、権利者が通知して削除を求めるが、その前提は権利者が監視することとなっている。しかし、個人が侵害行為をすることが可能となっている現代では、ほとんどが放置され実効があがらない。上記に対する工夫の一つとしては、権利者がプロバイダに通知する際にフィンガープリントを添付し、フィンガープリントがついているものは自動的に削除する仕組みとするなど。フィンガープリントを登録すれば、侵害防止も可能になる。
- ・ 一般的監視義務なしについて、フィンガープリントはこれに当たるのでは。不特定の情

- ・ 通常のサイバースペース学では、フィルタリング、スクリーニングは一般監視に当たる可能性。グーグルの内容を中国政府が検閲することと類似。フィンガープリントによりスクリーニング、フィルタリングを行うのか明確化が必要。
- ・ 今の書きぶりでは、侵害対策をとっていないと責任を負わせられるという方向になっている。あくまで損害賠償責任の要件を満たす場合には負い得るといふのならあり得るのだが。
- ・ 実質的な責任と法的責任とは必ずしも1対1で対応せず、切り離す必要。違法コンテンツから直接金銭利益を得ている、違法ダウンロードを誘発しているといったことは、あくまで一般的な責任。
- ・ 侵害対策措置の中身として、社会的に合理的なガイドラインとして出来上がったなら、それは過失の判定に影響を与え、過失と認定されやすくなる。
- ・ 萎縮効果を伴う曖昧な法改正には反対。ガイドラインのようなデファクトを司法に参考にしてもらうのは賛成。法改正が必要と言うためのファクト、数値が不足している。国際動向として、EUは規制が無い、米国は技術について規定はあるがデファクト上機能していない、となると、なぜ日本だけ突出して曖昧な法要件をつけて法改正しないといけないのか疑問。まずはガイドラインを強めるべき。権利者は動画共有サイトに申し入れたのか。
- ・ 立法事実がないのに民の話がまとまるか疑問。国に言われたからガイドラインをつくるというものでもない。法で「一定の責任を負いうる」ことを確認した上で、具体をガイドラインに落とし込むことは十分に考えられる。
- ・ 確認規定の後、ガイドラインを期待することは、間違いだと思料。合意が必要で、最低限のレベルになってしまい、実効性がない。立法のオプションを投げ出して民にゆだねることに疑問。

### (3) 発信者情報開示

- ・ 発信者情報の開示に当たっては本来裁判所の関与が必要。プロバイダが判断をして開示することはリスクを伴う行為であり、開示を容易にすると更にリスクが高まるのではないか。
- ・ 諸外国では裁判所が関与している。日本においては、制度としては仮処分もあるが、本訴訟を起こすと開示までに数ヶ月かかり、権利保護との関係で問題。
- ・ 現行のプロバイダ責任制限法では発信者情報の開示にあたり、プロバイダに判断リスクを負わせている。
- ・ 郵政省におけるプロバイダ責任制限法策定時の議論として、裁判手続きに時間がかかり問題なため、裁判所をお願いをして開示を簡単にすべきという議論になった。しかし、

裁判外で開示の基準を作成すべきとなった。

- ・ 現行の制度は、手続が重く時間がかかる。仮処分もあるが、基本的には本訴訟となっており、開示までに数ヶ月かかる。権利保護との関係で問題。
- ・ 現行の制度では、開示にあたり、プロバイダに判断リスクを負わせている。
- ・ プロバイダ責任制限法策定時の議論として、裁判手続に時間がかかり問題なため、裁判所で簡易迅速に処理すべきという議論があった。しかし、裁判所の負担を考慮し、裁判外で開示の基準を作成すべきとなった。
- ・ 発信者の意見を聞くことなく、権利者と裁判所のみで開示の判断を行うことは難しいのではないか。
- ・ 開示がないと警告すら不可能。特にP2Pの場合には、プロバイダが介在しないので、権利者が発信者に通知する仕組みが必要。
- ・ 求められる要件は、権利侵害の明白性よりも、真摯な権利行使の意思ではないか。本来、権利侵害よりも「裁判を受ける権利」対「プライバシー」という構図であるべき。
- ・ IPアドレスの開示と個人情報の開示を区別すべきであり、前者について簡易迅速な開示が必要。
- ・ 個人情報の該否は精査が必要。通信の秘密に関し、著作権侵害以外の事例との整合性も考える必要。
- ・ 米国の簡易な制度でもP2Pは対象外。匿名訴訟を提起してその中で開示を受ける制度は、日本法では難しいのではないか。
- ・ 送達受領代理人を定めて、匿名の発信者に対しても著作権者は直接訴えを提起できるという案はどうか。
- ・ 発信者情報の開示期間について明らかに違法なケースと、フェアユースや表現の自由等の関係で慎重な判断が必要なケースもあり、ファストトラックとその他に分けるべき。
- ・ ログ保存期間については、個人情報を溜め込むと漏洩リスクがあるため必要以上に保存しないというのが昔からの通信の秘密の考え方。
- ・ 権利者とプロバイダがよく話し合い、詰めて対立点を出した上で、初めて法改正になるのではないか。
- ・ 発信者情報開示について、問題は「権利者の著作権」対「発信者の通信の秘密・プライバシー」ではなく、裁判を受ける権利なのでは。つまり、プロ責法の「侵害の明白性」は不要で、「開示を求める正当な理由」が必要であり、これを入れるべき。
- ・ IPアドレスやタイムスタンプなどをプロバイダが転送することは、通信の秘密の侵害になる点はまだ納得していない。総合的に判断すべき。転送するのは何でも憲法違反とまでは言えない。
- ・ 「侵害の明白性」が不適當である点について、発信者情報の開示は訴えを起こすことを前提とした、いわば準備訴訟であるため、明白性を要件としており、今のままで合理的と認識。
- ・ 米国では書記官が簡単にさせるとの印象を与える書きぶりで不適當。R I A Aとベライ

ソンの判決では、書記官が簡単に出すのはNGとされた。これを生かしてほしい。また、匿名訴訟は米国でも厄介で、なるべく書記官を通じて簡易にやりたいという事情もある。これも書いてほしい。

#### (4) 迅速な削除

- ・ 削除を行う際にプロバイダにリスクが残るとのことだが、著作権違反と信ずるに足る場合は発信者との関係で削除してもリスクは無いし、契約約款で明記されている以上リスクは無い。
- ・ プロバイダ責任制限法において、プロバイダと権利者との関係は明確に規定されているが、プロバイダと発信者の関係は不明確なのではないか。
- ・ 3条1項と2項の関係について、2項は発信者との関係であり、善行を奨励しリスクをなくすために主観的に広く規定している。
- ・ 3条2項を満たしたら必ず削除しなければならず、権利者との関係で7日間待たなければいけないというわけではない。
- ・ 明らかな侵害の場合、誠実なプロバイダは、7日間（3条2項2号）待たずに、3条2項1号に基づいて直ちに削除していると認識。
- ・ プロバイダの判断リスクをなくし、米国型のように「これをしたら確実に免責」とし、発信者・権利者間の争いにしてほしいという声がある。
- ・ 「確実に免責」としていない点は問題でないと認識。線引きが難しいので、個別具体的に判断するのが現実的ではないか。
- ・ 日本法で「削除すれば免責」が認められるか疑問。担保も不要で削除されることになる。
- ・ 即時削除を義務とすると、表現の自由やフェアユースとの関係でも問題はあり得る。米国では削除要請前に権利者がフェアユースを考慮する義務ありとした判決も存在。
- ・ プロバイダ法の規律対象のうち、問題となっているものが把握できないとなると、対応がたてにくいのではないか。対象として個人も含むとすると、難しい議論になる。
- ・ 免責の要件につき、3条1項（対権利者、相当の理由）と2項（対発信者、7日間）について、後者のほうが明確な要件にもかかわらず、プロバイダは前者に基づいて削除している。
- ・ 現行プロバイダ責任制限法ではプロバイダに判断リスクと訴訟当事者リスクを負わせている。
- ・ 何でもセーフハーバーをやると表現の自由との間で問題になるので、ファストトラックとそれ以外に分ける等々のデュープロセスが必要では。
- ・ タイムリーでない、削除先にありきの事になると、まさに表現の自由の憲法の問題になってしまう。
- ・ 国際的調和について、日本の法体系に基づいた、誰でも参加可能な日本のソフトローを、どんどん英語で紹介していくべき。

- ・ 顕名発信か匿名発信かに分けて、匿名発信に関しては通知が来たら削除してしまうという案はどうか。
- ・ プロバイダの判断リスク回避の方法で、削除するまでの間の損害賠償責任は発生し得る旨の確認規定を置くというのは、必要ない。
- ・ デッドコピーだからといって、他人のもののコピーということもあり得るので、明白とは認定できない。
- ・ 米国でR I A Aとベライゾンとの間の判例があり、ベライゾンが開示を拒絶したことについて、接続プロバイダだから中身が分からないのは当然という理由でベライゾンは許された。米国では匿名訴訟を使えばよいのだが、日本にはこれがない。
- ・ 発信者情報開示について、警告がここで言う権利行使の射程に入るかどうか疑問。
- ・ 裁判を通さない仕組みが存在する日本がむしろ例外的で、欧米では裁判所を通す仕組み。米国では開示しないことが不法行為になるという規定はない。
- ・ 司法的手段を用いたいのなら仮処分がある。
- ・ アウトサイダーのプロバイダに対しては法的な請求権として警告メールの転送を請求する権利というものを作る必要がある
- ・ 迅速削除については、真の権利者か、侵害があるか、についてプロバイダに判断リスクがある。この解決のために、削除義務化、折衷案等を示してきたつもり。

以上